

# 明治の道德教育

## 教育政策を中心に

尾崎 耕典

### 1 「学制」と道德教育

明治五年（一八七二）の「学制」によって、我が国の近代学校は発足した。これを出すにあたり政府から「被仰出書」（オオセイタナレンショ）（太政官布告二一四号）が布達せられたが、これには「詞章記章の末に趨り空理虚談の途に陥」る弊害を排して実学を尊重し、「自今以後一般の人民必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期」した点、明治維新政府の教育方針が最もよく現れて、その指導理念は従来の封建社会の生活を偷理を一新して、近代的な個人主義、功利主義を根幹とする合理主義教育、科学尊重教育、実利主義教育に留意する新教育に転換したのである。

すなわち「学制」に於いては尋常小学校を上等、下等の二段階に分ち、下等小学校四カ年、上等小学校四カ年で計八カ年の修業年限である。下等小学校に於いては、その教科目を綴字、習字、単語、会話、読本、国体、書牘（とく）、文法等十五カ目、上等小学校に於いてはその他、更に史学大意、幾何大意六カ目を加えることを規定している。

ところで小学校の道德教育について見ると、下等小学校の教科の第六番目に修身科が挙げられており、その授業は、第二学年前期ま

では毎週二時間、後期には毎週一時間で、第三学年以降にはなかった。上等小学校には、修身科という教科そのものがない。結局、八年制小学校であるが、道德教育の授業は低学年の二カ年だけということになる。小学校を終るものの入学するに於いても、二段階制で、下等中学三カ年、上等中学校三カ年、計六カ年の修業年限である。両者ともに、国語学、算術、習字等、二十教科目を必修としているが、その教科について見ると、下等中学の第十四番目、上等中学の第十一地目の修身科を上げているのである。しかし、右の小学校の場合と合せて考えて見ると、「学制」に於いては、道德教育を特に重視しているとは思われない。またこの修身教科書も欧米の教科書の翻訳が用いられるという有様で、修身教育は軽視されたと言わべきである。

しからば「学制」の中に、小学教科中に「修身」を、中学教科目に「修身学」をおいて道德教育を行なう意図を示したのはいかなる由来に基づくものであろうか。それは「学制」頒布までの経過を通しても見ることが出来る。明治四年七月、廢藩置縣によって中央政權の確立が達成され、全国統一の政治体制が出来ると、直ちに文部省が設置され、全国の教育を中央で掌握する行政が動き出した。文部省では同年十二月に箕作麟祥（仏法典学者）、河津祐之（「仏



その後、更に追加指定されたり、指定以外のものも採用されたりしたが、そのほとんどは、やはり合せものや、翻訳ものであった。

ゆえにこれと当時用いられた教科書の内容に至っては、フランスの法律書たる「性法略」が、下等小学二年級に於いて修身の教科書として用いられた事実によっても明白であるが、当時は相当広範囲に渡って法律が修身の代用として使用されていたことを物語ると同時に修身科はいまだ名実共に独立の一教科をなさず、特に法律と修身はしばしば混同されるという有様であった。又明治五年の「学制」に於いて定められた教則にしても、下等小学校の第一年級の修身は「民間童蒙解」（全四冊、常盤澤北著）、「童蒙教草」に依って教師が口授することになっていた。第二等級に進むと「観善訓蒙」「修身論」「性法略」等を用いてこれを口授させたのであって、当時の修身教科書の内容が、東西和漢洋の混淆であって、支離滅裂のものであった。その中において、比較的多く読まれたウエイランドの「修身論」は西洋道徳書の代表的なものであるが、それにしても、権利、義務の観念で親子関係を説明しており、道徳書としての性格は疑しきものであった。

かように明治初年の修身教科書は、わずかその一部を見ただけでも、まことに雑然、粉然、帰一するところのない有様であって、修身科そのものも内容本体を把握することの不可能なものであったばかりでなく、当初はこれと他の教科との区別さえも極めて曖昧なものであった。

かように明治初年から十年代にかけて、我が国の修身教育は、その教科書も、教師も教授の方法も、全く無主義、無方針であって、その効果の如き、全然期待できないものであった。しかし我々が当時の修身科の傾向を通して把握できる明治初期の道徳思想の一つの証拠を見落してはならない。それは、前述したように修身教科書が

欧米の修身や道徳に関する書物であったから、大体自由主義的、個人主義的内容のものであった。

福沢諭吉の「童蒙教草」を例に取って見ても、個人の自由平等を基調した西洋道徳がその内容となっている。又、当時教員養成のために東京に設置された師範学校で定めた「小学生徒心得」にしても日常生活態度の訓練、しつけをねらったので、基本的な礼儀、作法を主とした道徳教育であった。

そして注目すべきは、親に孝行せよとか、天皇を尊び忠義をつくせというようなことが全く述べられていない。

修身科が超国家主義や軍国主義を奉じたものでなく自由主義的、個人主義的内容のものであった。後の修身科とは非常に異った道徳教育であったことである。

## 2 「教育大旨」と道徳教育

「学制」による近代的教育制度およびその教育内容は、基本的にフランス、アメリカ等の欧米の近代学校のそれをほぼ直訳的に取り入れたものであったことは前述したが、当時の国民の生活の実情に十分に対応したものではなかった。それは理想があまりに高速度であり、かつ画一的に過ぎ、強いてこれを実施しようとしたために干渉がその度過大で種々の弊害を生じたことされる。しかし直接的な理由は地祖改正等の不満による民衆の蜂起や不正土族の叛乱が基盤のもろい新政府を恐怖させ、地祖軽減などの措置とともに、民衆の負担であった「学制」の体制をも後退させなければならなかった政治的背景があった。

これらの事柄はやがて「学制」による教育の行き詰りを招来し、明治十二年九月、「学制」を廃して新しい「教育令」が公布された。この「教育令」はわずかに四十七条から成るもので条文の多い「学

制」とは全く異なる上に、学科目にも大改正が加えられ、又学校の設備、管理、教科の内容なども極めて自由なものとなっていた。世にこれを「自由教育令」と呼ぶのである。これは自由主義を基調としたもので「学制」の強制主義、画一主義の弊害を除き当時の時勢に応じた制度により、大いに教育を振興したのであるが、しかしこの「教育令」はあまりにも放任に過ぎた、国民は、政府の就学強制の方針が棄てられたものと曲解し、公立学校を廃するものや、不備な寺小屋風私立学校が増加し、就学者が減退する等著しく退歩の状が報告された。この事實は、反って教育の国家干渉に好適なきっかけを与えてしまった。民権運動の弾圧に乗出した政府はこの自由主義的「教育令」を逆用し、政府反動の切り換えと共に国家主義的イデオロギー教育をもち込むことになった。

これより先ずで明治十一年に文明開化的「学制」に対して天皇の名に於いて批判が出された。明治天皇が東山道、北海道、東海道を巡幸された後、教育振興についての御感想を漢学者の侍講元田永孚に筆さて「教学大旨」として公にされたのである。

「教学大旨」は「維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ知識ヲ世界ニ求ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ長所ヲ取り日新ノ効ヲ奏」しはしたが、「軌近専ヲ知識才芸ノミヲ尚ヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少カラ」ざる状態であるという。しかるに「我祖訓国典ノ大旨上下一般ノ教トスル所」は、「仁義忠孝ヲ明ラカニシテ知識才芸ヲ究メ人道ヲ尽ス」ことにある。現状のままでは「君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラ」ざることになろうから、「自今以住祖宗ノ訓典ニ基ツキ専ラ仁義忠孝ヲ明ラカニシテ道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ人々誠実品行ヲ尚ヒ然ル上各科ノ学ハソノ才器ニ随テ益ラ長進シ道德才芸本末全満シテ大中至正ノ教学ニ布満セシメハ我邦立ノ精神ニ於テ宇内ニ恥ルコト無カルヘシ」という儒教道德に

よる国教の確立を求めたものである。しかしこの「教学大旨」を伊藤博文は井上に「教育議」を起草させ奏上したり、又元田侍講も「教学議附議」を草して奏答したり、種々の経緯はあったが、結局政府はこの「教学大旨」を契機として儒教を根本とする道德教育振興のための一連の注目すべき施策を行うことになった。「学制」を廃止して自由主義的教育令を公布した政府は、「教学大旨」が出るに及んで再び中央集権的な「改正教育令」を十三年十二月に施行した。これは当時の自由民権運動とその思想の普及を恐れた政府や元田永孚その他の保守派の人々が東洋倫理の忠孝仁義を中核とする道德を注入するを必要と考えたからである。

この「改正教育令」では「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授ケル所ニシテ其学科ヲ修身ノ読書、習字、算術、地理、歴史等ノ初歩トス……」（第三条）と規定して修身科を諸教科の筆頭に置き、又この教育令の実施要領たる「小学校教則綱領」（明治十四年）では修身科の教授要旨を「簡易ノ格言事實等ニ就テ徳性ヲ涵養シ兼テ作法ヲ授ク」と規定した。格言暗記主義を採用したその時間数は初等科、中等科では各学年毎週六時間、高等科では各学年毎週三時間という授業時間が割り当てられた。これは「学制」時代と小学校の全修業年限と同じ八カ年であるが、修身科の授業時間数は実に十二倍の増加であった。

修身教科書に於いては十三年三月文部省に編輯局がおかれ、修身教科書の編纂に着手、翌四月に西村茂樹編文部省発行「小学修身訓」を刊行した。その内容は、学問、生業、立志修徳、養智、処事、家倫附師弟、交際などであるが、その例話、訓話は全般的に儒教主義道德の色彩が濃く、処々に西欧的なものが散見されるものであった。

西村茂樹編「小学修身訓」が編纂される一方に於いて、政府は十三年六月地方学務局に取調掛を置き教科用書を取調べさせ、明治十

三年八月教科用書として採用する可否を指示した書名、書著名の一覽表を各府県に通達した。又十二月には文部省令に於いて「国安ヲ害シ風俗ヲ紊乱スル如キ事項ヲ記載セル書籍」は教科書として採用しないよう念を押し、従来指定しあるいは奨励してきた反訳修身書の使用を禁止した。その中には福沢諭吉「通俗國權論」「通俗民權論」や加藤弘之「國体新論」「立憲政体略」などが入っており、明らかに民権思想に関する著作を禁止したものであることが知られる。

このような教育内容の統制は、これを實際に運営する教員への統制に及んでくる。品行不正ナル者ハ教員タルコトヲ得ヌ」と、「学校教員品行檢定規則」において行動を限定された教員は、明治十四年六月の「小学校教員心得」によってその方向が規制される。「小学校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ関シ普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル其ノ任タル重且大ナリト謂フヘシ今夫小学校教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシメルニアラシハ何ニ由テカ尊キ愛國ノ志ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民ヲシテ富厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ」。

小学校教員ノ「因テ其恪守実践スヘキ要款」として十六カ条が挙げられている。その第一項は、「人ヲ尊ビテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道徳ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ道曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之ガ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薰染シ善行ニ感化セシメンコトヲ務ムヘシ」、教育は「尊皇愛國ノ志氣ヲ振起」する使徒たるべきとし、德育優先の思想を強く表現している。当時この「小学校教則綱領」「小学校教員心得」の起草者江木干之は自ら抱負を次のように回顧している。

一時的間に合せの教育改正は出来たが、實際教育に従事する者の頭脳が一変しなくてはいけないということを痛感し、すなわち一般教員に対する訓条と云うものを發布して、皇道主義の教育方針精神を貫徹せしめることが緊要であると考えた。……智育偏重、欧米心酔の教育を一変して皇道主義に引直したる一大画期的な挙であつた。(江木干之翁経歴談)

封建的伝統的方向に教員を洗脳しようとした訓条であつたわけである。明治初年の文明開化への意欲は全く封ぜられ、保守反動の國家主義が大きく教育を覆うことになる。

十四年七月に「小学校教員免許状授与之心得」の改正によって、「碩学老儒ノ徳望アリテ修身科ノ教授ヲ善クスル者」は学力檢定を要さずに訓導に任用し得ることとしたのは当時の道徳教育政策を示す一つの好例といえよう。明治十五年十二月には、「幼学綱要」が地方長官會議に上京中であつた地方長官に宮中に参内せしめ勅諭と共に下賜された。いわば勅選の修身書である。その趣旨は領布の勅諭の中に次のように示されている。

「……前今学科多端本末ヲ誤ル者ハ鮮カラス年少就学者最モ当ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修徳ノ要茲ニ在ル事ヲ知ラシム」と、その基本理念は、さきの「教学大旨」と同一であり、それをさらに展開したものといつてよい。その内容は孝行、忠節、和順、友愛など二十徳目から成り、各徳目ごとに儒教の經典から経語を抄出し、和漢の事績から豊富な例を引用している。この徳目は分類方式で後の修身教科書の形式に大きな影響を与えたようである。

「幼学綱要」が領布された翌十六年文部省が出した「小学修身書」では西洋の書名や人名、格言等は全て姿を消して孝経や論語等が、圧倒的に多く取り入れていた。

ここに至って修身書は、完全に前近代的な報恩献身の儒教倫理に切り換えられたのである。

明治政府は明治初期以来の欧米万能主義的教育の行き過ぎを是正し、かつ又自由民権運動の嵐から教育を守るために、明治十二年に「教学大旨」、十三年に「改正教育令」、十四年に「小学校教員心得」、「学校教員品行檢定規則」、「小学校教員免許状授与之心得」及び「小学校教則綱領」そして十五年には「幼学綱要」の領布といふような一連の保守的教育対策を講じてきたことを前述した。

しかしこれらの教育対策はその後順調に進行したわけではない。たとえば「小学校教員免許状授与之心得」に於いて、修身科の教授のために「碩学老儒」を起用するような露骨な儒教主義の復活は福沢諭吉をして明治十五年「德育余論」の著述をなさしめ、「元祿の忠孝世界」を復活し、「陶虞三代の古典」を觀めるとは甚だしい時代錯誤であると批判させ、「今の徳は輿論に従つても自主独立の旨」を強調すべきであると道德教育のあり方に根本的対立を生ぜしめた。

実にこの福沢の德育論は教育勅語の渙発を促進せしめることになる。いわゆる「德育混乱時代」の発端をなすものであった。加藤引之は明治二十年に「德育方法論」を著わし宗教を基礎として学校德育の改善をなすべきことを主張し、能勢榮は明治二十三年、「德育鎮定論」を著わして「今の世に孔孟の教を唱うるは迂濶」であると述べた。以上のような德育論に対して、元田永孚は明治二十年、「国教論」を著わし、従来の主張そのままに孔子の教えを基礎として国教を樹てるべきだとし、西村茂樹は明治二十年、「日本道德論」を著わし、儒教を根本として西洋哲学を参考として国民道德の体系を樹てようとし、内藤耻叟は明治二十一年「国体發揮」を著わし、「天社の宝訓」を奉じて人論を正すところに我が国教化の根本が存する

と説いた。

以上は明治二十年前後に於ける德育論の諸相であるが、まさに百家争鳴の感がある。このような状態は、實際界もまたひどく混乱した。ちょうど二十年の「小学教則」の改正によって、修身教育は教科書によらず、もっぱら談話の形で行なうことが定められたので、修身教授はいわば無軌道状態になり、各教師の好みに任せて思い思いの授業を進めるといふようになった。「漢学系の老教師は孔孟の教えを説くに急に本邦を忘れ、神官出の教師はもっぱら唯神の道を奉じ、欧化主義の教師は例語格言を全て欧米にとり、僧侶系の教師はひたすら仏徳をたたえて譲らない」と修身科の教授を混乱させたのは勿論のこと、我が国思想界全体の混乱を示すものと言えよう。

のみならず時恰も条約改正問題をひかえ、世はあげて欧化主義の波にのり、絢爛たる鹿鳴館時代を出現していたが、まさに内憂外患こもこも至り、わが国教育界、思想界を混乱の埒場に陥入れていたと言つても過言ではない。これに決定的な終止符を与えたのは、明治二十三年十月三十日に出された「教育に関する勅語」であった。

いわゆる教育勅語降下の直接の機縁は、明治二十三年二月の地方長官會議に於いて、文部大臣に徳有の根本方針を確定するように建議がなされたことである。このことを聞いた内閣総理大臣、山県有朋はこれを文部省のみの問題とせず、内閣全体の問題として閣議にかけた。明治天皇は地方長官のこの建言を重大視し、間もなく教育上の「箴言を編むべし」という大命を梗本にお下しになったのである。しかし梗本は間もなく辞職し、芳川顕正文部大臣にこの仕事は継がれた。芳川の依嘱により、同年六月から中村正直が草案の起草を行なったが、元田永孚、井上毅もまた草案を練った。やがて中村案は廃案となり、元田、井上案に山県総理大臣、芳川文部大臣が検討を加え成案に至り、発布となった。

教育勅語の發布に至る迄の事情と道徳思想は後の機会に述べることにする。

### 3 「教育勅語」の發布と道徳教育

「教育勅語」の發令により、當時の混沌していた我が国の思想界もその帰一するところを得て全く平静となり、わが国の教学はここにその永遠不動の根底を樹立するに至ったのである。

根本的には國家主義的文教政策の不動の基準として、その歴史的意義は至高絶對であつた。勅語發布の氣運の中で政府は小学校令を改正（明治二十三年十月七日）として、その第一条に、小学校の本旨を次のように明示し、「小学校は兒童身体ノ発達ニ留意シテ、道徳教育及ビ國民教育ノ基礎並ニ必須ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と、小学校の目的を規定した。従来、小学校教育の目的は單に普通教育をほどこすところとされていたのを、一層具体化するとともに道徳教育、國民教育を授けるところと規定することによつて國民全体を教育する義務教育に対して彼の意圖する國家主義的方針の確立を完成したのであるこの小学校令が公布されて一月たたないうちに「教育勅語」が發布され、修身教育の要旨が次のように示された。

「小学校ノ修身ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ヲ奉体シ本邦固有ノ道ヲ基礎トシテ万国普通ノ事理ヲ酌量シ、躬行実践ヲ務メ、常ニ社会全般の徳義ニ背クコトナキヲ期スベシ」

翌年「小学校教育大綱」が定められた。教則大綱では「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基ツキ、兒童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」（第二条）と修身科は當然教育勅語の趣旨に基づくべきことが指示された。

教科書の検定制は「小学校令」（明治十九年四月十日）よつて定

められたのであるが、同年に出された「小学校ノ学科及其程度」という訓令で、修身の授業は教師の「談話」方式によるべきことになり修身教授は口授資料書にとどまっていた。しかし教育勅語が換發されると、修身教授は再び教科書によることと訓令（明治二十四年十一月）される。従つて修身教科書の検定が実施されてくる。検定教科書の内容は、小学校修身教科書検定規程によつておさえられ、その項目も「小学校教則大綱」によつてほとんど次のように決められていた。

「尋常小学校ニ於テハ、孝悌、友愛、仁慈、礼敬、義勇、恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ、殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養フハソコトヲ努メ、又國家ニ対スル義務ノ大要ヲ指示シ、兼テ社会ノ制裁廉恥ノ重シキコトヲ知ラシメ、兒童ヲ誘イテ風俗品位ノ純正ニ趨カントニ注意スベシ」この方針によつた当時の修身教科書は、多く徳目主義により、それからの徳目を三学年ごとに繰返す仕組で編されるようになった。そしてその徳目は、教育勅語の中の徳目、あるいは、教則大綱に盛り込まれたのであり、それらの徳目に想応する例話を掲げた体裁の修身教科書を用いて教師が説述するという授業が展開されるようになった。

すなわち、徳目主義の教科書によつて、教師中心の教育が修身科の教育形態として定着したのである。

明治三十三年頃から。この形式的で無味乾燥な勅語解説方式は改められ、童話や歴史的人物の伝記を扱い、その中に勅語の徳目を溶かし込んでみるという編成の仕方をした教科書が出現した。この徳目主義から人物主義への移行は、思想的には当時流行したヘルバルト教育学の「統合の原理」にもとづくもので、その興味説や情操陶冶などにささえられてみるとみられたが、しかしヘルバルトの教育学は自発的な興味を尊重して、感情や意思を起こさせて、道徳的品

性を陶冶しようと考えたのであるが、このような方面の研究は無視されて、ただ管理を重視したことが、直ちに国家主義教育学である如く誤解され、最も関心をもって移入された五段教授法も、教師中心の活動に終始して形式化されたのである。従って学校現場に於いては次第に、道徳指導に於ける修身科の任務と限界とを意識するようになった。

ヘルバルト派の教育説は、道徳的品性の陶冶を中心目的とし、その方法を管理と教授と訓練の三つの領域に分けているがこれらの関係についてはっきりするようになるのは三十年後からである。

明治三十七年四月から、全国の小学校は、国定の修身書を用いなければならぬことになる。明治二十九年には議会に国定教科書の編纂を要望する建議がでる。それは検定教科書は画一化してほとんど新鮮味を欠くと同時に必ずしも勅語の精神を十分に汲んで編集されていないとし修身教科書を国が編集して統一すべきであるとの要望であった。

三十三年になると文部省に修身教科書調査委員会が設けられ、三十六年に国定教科書編纂委員会を設置して、国定の仕事にとりかかったのである。そして同年、小学校令施行規則を改めて、修身他五教科の教科書を国定制にする旨を檢定した。翌年四月からその実施を見たのである。しかしこの国定修身書に対しては激しい批判が起った。それは忠孝の大儀を確立し、国民一致の信仰を統一する修身書として十分でないというのである。そのほか多方面に渡って批判が起り、当局は取り急ぎその改訂に着手しなければならなかった。

当時は日露戦争直後で国家主義が最高潮に達しており、また四十年三月には小学校令を改正して、義務教育が六カ年に延長された。こうした状態の中で、修身教科書は四十二年から四十四年に渡って全面的に改訂されたのである。

教育勅語の解説論議の間にも徐々にその輪郭が形づくられ、そして三十七・八年の戦争とこれに続く国民意識の高揚は、初期国定修身書の批判をめぐって、国民道徳に發展した。

### 参 考 文 献

- 一、明治以降教育制度発達史・教育史纂会 昭和十三年
- 二、学制八十年史・文部省 昭和二十九年
- 三、学制七十年史・文部省 昭和十七年
- 四、日本近代学校史・海後宗臣 昭和十一年
- 五、道徳教育論・稲富栄次郎 昭和三十年
- 六、道徳教育・土屋忠雄他 昭和四十一年
- 七、道徳教育の研究・教師養成研究会 昭和三十八年
- 八、現代道徳教育講座Ⅰ・長田 新 昭和三十三年
- 九、教師の歴史・唐沢富太郎 昭和三十年
- 十、日本教育史・唐沢富太郎 昭和二十八年
- 十一、新日本教育史・五十嵐清止他 昭和三十六年
- 十二、近代教育史・土屋、木下、渡辺 昭和三十四年
- 十三、道徳教育の研究・馬場文翁 昭和四十一年
- 十四、近代教科書の成立・仲 新 昭和二十四年
- 十五、教科書の歴史・唐沢富太郎 昭和三十一年
- 十六、道徳教育講座Ⅰ・古川哲史 昭和三十三年